

第2章 特定建築等行為の住民への周知等

(お知らせ板の設置)

- 第8条** 行為者は、特定建築等行為の周知を図るため、次条に規定する近隣住民に説明を行う日の前日（説明会対象特定建築等行為にあつては、21日前）までに、当該特定建築等行為の予定地の見やすい場所に、規則で定める標識（以下「お知らせ板」という。）を設置しなければならない。この場合において、行為者は、事前に、お知らせ板設置協議書に規則で定める図書を添えて市長に提出し、協議しなければならない。
- 2 行為者は、前項の規定によりお知らせ板を設置したときは、直ちに次に掲げる者にお知らせ板を設置した旨を周知しなければならない。
- (1) 近隣住民
- (2) 周辺住民(第3条第4号イに規定する者を除く。)のうち、その区域に現に居住し、又は事業を営むもの
- 3 行為者は、前項の規定により近隣住民及び周辺住民に対し周知したときは、速やかに規則で定める図書を添えて、その旨を市長に報告しなければならない。
- 4 お知らせ板の設置期間は、特定建築等行為の完了の日（第21条に定める特定建築等行為完了届を提出した日をいう。以下同じ。）までの間とする。

【趣 旨】

本条は、この条例の適用を受ける特定建築等行為の事前協議の義務、周知を図るためのお知らせ板の設置義務、設置報告義務及びお知らせ板設置の周知義務等を定めている。

まず、事前に市が行為の内容を確認し、行為者がより正確な情報を住民に提供し、住民に十分な説明を行うことができるようにするため、市と事前協議をすることにした。加えて、お知らせ板設置の周知を強化することで、お知らせ板設置の翌日には、近隣住民への説明ができることとした。このことにより、行為者にとっては、工程の効率化が図られ、近隣住民にとっては、これまでのように、お知らせ板設置から2週間も何も行われない不安感を払しょくすることとなる。

【解釈・運用】

- 1 行為者はお知らせ板設置協議書（第1号様式、本条例施行規則第1条第1項）に本条例施行規則第1条第2項で定める図書を添えて市長に提出し協議を行い、協議の締結後に、お知らせ板（第2号様式、本条例施行規則第1条第3項）の設置をすることができる。

お知らせ板設置協議書は第1号様式とともに特定建築等行為の種類に応じて、以下に掲げる図書を添付しなければならない

(1) 次の表に掲げる図書

対 象 行 為	図 書 の 種 類
条例第2条第1項第1号に規定する行為 (開発行為)	位置図
	現況図
	造成計画平面図
	造成計画断面図
	土地利用計画図
	排水施設計画平面図
条例第2条第1項第2号から第6号までに規定する行為 (中高層建築物の建築・大規模建築物の建築・特定用途建築物の建築・特定用途建築物への用途変更・がけ地建築物の建築)	公図の写し又は複合図(分割している公図を合わせ、地形図と複合したものをいう。以下同じ。)で近隣住民の該当地を含むもの
	付近見取図
	配置図
	予定建築物又は用途変更後の特定用途建築物の平面図及び断面図 (がけ地建築物のうち架台については、平面図及び側面図)
	公図の写し又は複合図で近隣住民の該当地を含むもの
実日影図(条例第2条第1項第2号に規定する行為に限る。)	

条例第2条第1項第7号に規定 する行為 (宅地造成)	位置図
	現況図
	宅地の平面図及び断面図
	排水施設の平面図
	公図の写し又は複合図で近隣住民の該当地を含むもの

- (2) 設置予定のお知らせ板(第2号様式)の記載内容
- (3) 近隣住民の名簿一覧表
- (4) 近隣住民及び周辺住民の範囲並びにのお知らせ板の設置予定位置を示す図
- (5) お知らせ板の設置を周知する際の文書
- (6) 横須賀市土地利用基本条例施行規則(平成17年横須賀市規則第70号)第1条第3項に規定する土地利用
 関連法令確認回答書(回答日から5年以内のものに限る。)の写し又は同規則第2条第4項に規定する大規
 模土地利用行為協議結果通知書の写し
- (7) 条例第9条第1項の規定による説明に用いる資料

2 行為者によるお知らせ板の設置は、本条例に基づく住民調整手続の出発点となるものであるが、袋小路等の人の目に付きにくい場所で特定建築等行為が行われる場合、近隣・周辺住民が、お知らせ板が設置された事実を把握できないことも想定される。特に、周辺住民にとっては、自ら申し出ることによって行為者の説明を受けるための契機となり、重要なものとなることから、行為者はお知らせ板を設置したときは直ちに、一定範囲の近隣・周辺住民に周知することを義務付ける。

第2項に言う、「直ちに」の示す期間は、本条例の運用においては、「翌日までに」という趣旨であり、お知らせ板を設置したことの周知が遅れた場合に、行為者に説明を求める意思表示の機会を失うことがないように、配慮しなければならないこととするものである。

お知らせ板を設置したことを一定範囲の近隣・周辺住民に通知する手続は、行為者の負担を考慮し、お知らせ板設置の補助的なものと位置づけるものであり、行為者と住民のやりとりが、主としてお知らせ板を通じて行われる考え方は条例制定当初と同じである。

周知の対象、方法は以下のとおりである。

①周知の対象となる住民

(ア) 近隣住民

(イ) 周辺住民(第3条第4号イに規定する者を除く。)のうち、その区域に現に居住し、又は事業を営む者。

②周知の方法

行為者が住民に周知する書面の内容については、お知らせ板の設置日、特定建築等行為の場所、行為の概要、及び専門家派遣申出に係る手続(説明会対象特定建築等行為を行う場合に限り。)等を記載するものとし、対象となる各戸への訪問、郵便受けへの投込み、郵送等により周知する。

説明会対象特定建築等行為にあつては、近隣・周辺住民の範囲が広範囲に及ぶこと及び住民が市に専門家の派遣を申し出る期間等を考慮し、周知期間を21日(3週間)以上とする。

なお、行為者の説明が義務付けられている近隣住民には、本条例第9条第4項により説明日時等について行為者から直接通知するが、申出により説明を受けることとなる周辺住民は、このお知らせ板を見た上で行為者に説明を求めることとなる。

行為者は、お知らせ板を特定建築等行為の予定地が道路に接する部分に設置しなければならない。予定地が2以上の道路に接する場合は、原則としてそれぞれの道路に接する部分、また、予定地が100m以上にわたって道路に接する場合は100m以内ごとに見やすい場所に設置しなければならない(本条例施行規則第2条第1項)。お知らせ板は行為完了まで設置しておくため、記載事項が不鮮明にならないよう、また、風雨等により容易に倒壊・破損しないように管理しなければならない(本条例施行規則第2条第2項)。

- 3** 行為者は、お知らせ板を設置し、直ちに一定範囲の近隣・周辺住民に周知したときは、速やかに特定建築等行為お知らせ板設置周知報告書（第3号様式、本条例施行規則第3条第1項）により市長にその旨を報告しなければならない。なお、報告書にはお知らせ板の記載事項が確認できる写真と案内図の添付が必要になる。（本条例施行規則第3条第2項）

[お知らせ板の設置を周知する際の文書（参考例）]

表 面

開発行為、大規模建築物の建築などについての「お知らせ板」の設置について

年 月 日

開発行為や大規模建築物の建築などを行おうとするときは、影響を及ぼすおそれのある住民の皆様に対して事前に計画説明を行うことが条例^(注1)で定められています。

この度、下記計画についてこの条例に基づきこれから計画説明を実施しますので、よろしくお願いたします。

まずは計画説明について進捗状況などを皆様にお知らせするための「お知らせ板」を設置いたしましたのでお知らせします。（設置場所は裏面の案内図をご覧ください。）

近隣住民の方については、全員に対して説明をさせていただきます。（説明を受けるにあたっての手續は不要です。）

周辺住民の方については、説明を希望された方のみ説明を行うこととなりますので、説明を希望される周辺住民の方は下記の連絡先まで文書で期限内(期限は 年 月 日まで)にご連絡くださるようお願いいたします。

なお、近隣住民・周辺住民の範囲については「お知らせ板」でご確認ください。

(注1) 条例：特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例

(ホームページアドレス <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/tokuteikenchiku/>)

連絡先 住所

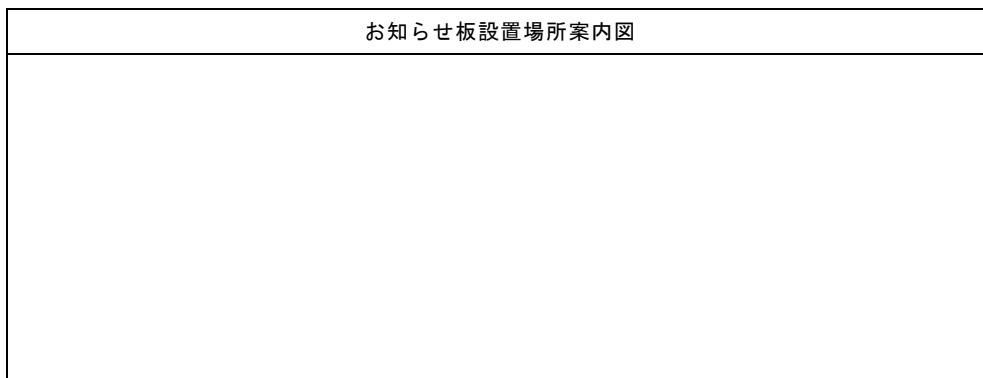
氏名

電話・FAX 番号

計画名称	(特定建築等行為の名称)	
計画の場所	(特定建築等行為の場所)	
計画の種類	(特定建築等行為の種類)	
お知らせ板の設置日		
計画概要		(特定建築等行為の概要)
行為者	住所	
	氏名	
	電話	
説明の方法		
説明の日時		

裏 面

お知らせ板設置場所案内図



- 4 お知らせ板は、住民と行為者がコミュニケーションをとるうえで、大切な役割を果たすものであることから、行為者は、次の理由により、特定建築等行為完了届を提出する日までお知らせ板を設置しておかなければならない。
- ①行為者等の連絡先を把握するため。
 - ②特定建築等行為についての手続に関する経過を把握するため。
 - ③特定建築等行為の完了の日まであつせん・調停の申出ができること（本条例第25条・第27条）。
- 5 お知らせ板が設置後長期間放置された場合、行為の進捗状況を把握できない住民に不安感を与えることが想定される。この問題に対して、市長は住民からの問い合わせに応じ、必要と判断した場合には、本条例第36条（報告）の規定により、行為者に状況報告を求めることとする。

(住民への説明)

- 第9条** 行為者は、特定建築等行為の内容、当該行為中の安全確保及び土砂の搬出入等の近隣住民への日常生活に及ぼす影響等に関し、規則で定める項目（行為者が行為施行者を決定していないため、詳細な説明をすることができない部分を除く。）を近隣住民に直接説明しなければならない。ただし、直接説明できないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 行為者は、お知らせ板設置後7日以内（説明会対象特定建築等行為にあつては、21日以内）に周辺住民から当該特定建築等行為について文書により前項の規則で定める項目について説明を求められた場合は、当該説明を求めた者に対して直接説明を行わなければならない。ただし、直接説明できないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 3 行為者は、前2項の規定により説明を行うに当たっては、当該説明の内容を記載した書面等を配付するものとする。
- 4 行為者は、第1項及び第2項に定める説明を説明会の開催その他適切な方法により真摯に行うものとし、第1項に規定する説明を行う日時及び場所等について、近隣住民に文書等により通知しなければならない。
- 5 行為者のうち説明会対象特定建築等行為を行おうとする者は、説明会を2回以上開催するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 行為者が説明会を2回開催するまでに、行為者とすべての近隣住民及び周辺住民との間で、説明会対象特定建築等行為の内容、実施方法等について文書で合意が得られているとき。
- (2) 行為者が説明会の開催について十分な対応を行ったにもかかわらず、すべての近隣住民及び周辺住民が説明会に参加しない旨の意思表示を行っているとき又は行為者が近隣住民若しくは周辺住民から妨害を受け、説明会を開催することができないとき。
- 6 市長は、行為者が前項に規定する説明会を行おうとするときは、近隣住民又は周辺住民の申出により、当該説明会に土木、建築等の専門的知識を有する者を派遣するものとする。
- 7 近隣住民及び周辺住民は、前項の申出を行おうとするときは、第5項に規定する説明会の開催日の7日前までに専門家派遣申出書を市長に提出しなければならない。
- 8 行為者は、第2項に規定するもののほか、周辺住民から当該特定建築等行為について文書により第1項の規則で定める項目について説明を求められた場合は、当該説明を求めた者に対して直接説明を行わなければならない。ただし、直接説明できないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、行為者が特定建築等行為を行うに当たり、その行為の内容及び行為中の安全確保等の事項を近隣・周辺住民に説明しなければならないことを定めている。

また、説明会対象特定建築等行為を行う場合にあつては、説明会の開催を義務付けるとともに、住民からの申出により、その説明会に市が専門家を派遣することを定めている。

【解釈・運用】

- 1 行為者は、特定建築等行為が実施されることによって直接的な影響を受ける近隣住民及び説明を申し出た周辺住民に、特定建築等行為の種類によって、本条例施行規則別表第1から第7に掲げる事項を説明しなければならない。

この段階の説明は、法定許可等を得て計画が固まった後に行為施行者を決定するという建設業界の慣行もあることから、行為施行者が未定の場合、説明を行うべき事項のうち、詳細な説明を行うことができない部分を除いた設計段階で想定する範囲の説明でもやむを得ない。ただし、行為者は、住民がその行為内容を概ね把握でき、後の特定建築等行為に係る要望書の提出が可能となる程度の内容を説明しなければならない。

行為者は、行為施行者が決定した際に、再度、説明を行っていない部分を近隣住民等に直接説明を行うこと（本条例第16条）のほか、お知らせ板に行為施行者の名称等の所要事項を記載しなければならない。

なお、住民は行為者からの説明を受ける際、第三者を代理人として出席させ、又は補佐人として同席させるこ

とができる。

- 2 特定建築等行為の説明には、専門的な用語を使うことが多いので、一般の市民には分かりにくい。そこで、行為者が近隣・周辺住民に説明をする際には、理解しやすい平易な言葉を使うなどの配慮をする必要がある。さらに、説明内容についての質問に誠意をもって対応しなければならない。

なお、説明については、「直接説明」を求めているが、その際、説明すべき項目の内容を書面にした上で行い、行き違いが生じないようにする。

- 3 周辺住民からの説明を受けたい旨の申出方法を文書に限定したのは、口頭による理解の行き違いを防ぐためである。また、行為者は、周辺住民へ説明を行った場合には、市長に報告しなければならない。この報告が特定建築等行為の承認基準の一つとなるため、手続を明確にするためにも、周辺住民からの申出について期限を定めている。

また、周辺住民が行為者に対し、条例で定めた申出期限を過ぎてからでも文書により条例第9条第1項の規則で定める項目について説明を求めた場合は、行為者は条例第9条第8項の規定により説明を求めた者に対して条例に定めた説明項目等を説明しなければならない。この場合において行為者は、本条例第36条（報告）の規定により報告することになるが、その報告は承認の対象には該当しない。

- 4 説明の時期については、説明報告書の内容が承認基準の一つとなっていることから当然承認申請前に行うこととなる。説明方法は、次に掲げるとおりとする。

〔説明の方法〕

- (1) 説明は、戸別訪問による方法、説明会を開催して行う方法があるが、いずれの方法により説明するのか、また、何回説明を実施するかは説明内容、住民の理解度等を考慮し、行為者の判断に委ねることとなる。ただし、説明時に説明する項目の内容を書面にし、その上で行うこと。
- (2) 説明を行おうとするときは、あらかじめ日時及び場所を近隣住民等に文書等により通知すること。
- (3) 説明の際には、特定建築等行為条例に基づく説明であることを申し添えること。
- (4) 原則として共同住宅等の住民に対する説明は、大家、管理人、自治会、管理組合等に説明を行っただけでは、「説明」とはみなさないが、あらかじめ共同住宅等の住民の代表として大家、管理人、自治会、管理組合が説明を受けること、又は第11条第1項に規定する要望書に関して取りまとめを行うことについて共同住宅等の住民により合意形成が成されている場合はこの限りではない。なお、土地所有者等が共有名義の場合も同様に扱う。
- (5) 行為者は、説明に当たって住民から寄せられた意見、質問、あるいは要望に対して近隣・周辺住民との相隣関係の当事者として誠意をもって回答すること。
- (6) 説明者は、原則として行為者であるが、設計者及び行為施行者等が代わって説明することもできるので、その場合は行為者から委任を受けたことを明らかにすること。
- (7) 説明会を開催した場合にあっては、参加できなかった者に対して、改めて説明を行うこと。
- (8) 「やむを得ない理由があると市長が認めるとき」とは、例えば、次のような場合が考えられる。
 - ① 日を改めて3回以上訪問しても住民が不在の場合
 - ② 説明会を2回開催後に、戸別訪問しても不在の場合
 - ③ 土地所有者等が市外等の遠距離にいるなど直接説明を行うことが困難な場合
 - ④ 行為者等が説明を行おうとしても、相手が説明を受けることを拒否している場合①、②及び③の場合は、説明する際に配布する書面等を投函・郵送することとする。投函・郵送する書面等には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ①特定建築等行為条例に基づくものであること
 - ②訪問・郵送した経過
 - ③質問等をする場合の電話番号等の連絡先、担当者等なお、後日説明を求められたときは、速やかに説明するものとする。
- (9) 行為施行者が未定で詳細な説明をすることができない部分については、その概略について説明し、後日、行為施行者が決定した段階で、再度、説明できなかった詳細部分について説明する旨伝えておく。

- 5 説明会対象特定建築等行為については、周辺環境へ及ぼす影響が相対的に高く、説明の対象となる近隣住民等が多くなることが予想されることから、十分な住民説明の効果を上げるため、説明会は2回以上開催することとしている。また、行為者は、行為所在地付近に会場を確保したり、少なくとも1回は週末や祝日に開催するなどして、可能な限り多くの近隣住民及び周辺住民が説明会に参加できるよう努力する必要がある。なお、次の場合には、説明会の開催は要しない。
- (1) 行為者が説明会を2回開催するまでに、行為者とすべての近隣住民及び周辺住民との間で、説明会対象特定建築等行為の内容、実施方法等について文書で合意が得られているとき。
- ・「文書で合意が得られているとき」とは、工事協定書等が締結されている場合等をさす。
- (2) 行為者が説明会の開催について十分な対応を行ったにもかかわらず、すべての近隣住民及び周辺住民が説明会に参加しない旨の意思表示をしているとき又は行為者が近隣住民若しくは周辺住民から妨害を受け、説明会を開催することができないとき。
- ・行為者の「十分な対応」とは、行為者が説明会場を確保するとともに、開催の周知をする等説明会の開催のために必要な措置をしていることである。
 - ・住民の「妨害」とは、住民が地元町内会館における説明会開催予約をさせない、説明会に参加しようとする行為者や近隣住民等を会場に入れられないなど、行為者の説明会の実施を故意に妨げることである。
- 6 説明会対象特定建築等行為を行う際の説明会には、わかりやすく理解しやすい説明が実施されるようにするため、近隣・周辺住民からの申出により、市は、土木・建築等の専門的知識を有する者（「専門家」）を派遣する。専門家派遣制度の詳細は、以下のとおりである。

[専門家派遣制度について]

1 専門家について

(1) 専門家の資格

特定建築等行為に関する土木、建築等について、技術的・法規的（都市計画法・建築基準法等）な専門的知識を有する者（一級建築士、技術士、土地区画整理士、一級土木施工管理技士、その他これらの資格と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者（例えば、学識経験者）の中から、市長が適切と認める者）

(2) 専門家の役割（本条例施行規則第5条）

専門家は、行為者が行う説明の中で用いられる専門的な用語、内容等を説明会に参加している近隣・周辺住民に対し、説明及び解説を行う。

ただし、説明会の場で住民と行為者の利害調整を図るものではない。

2 専門家派遣までの流れ

(1) 専門家の派遣申出

① 派遣申出ができる者（本条例第9条第6項）

説明会対象特定建築等行為に係る近隣・周辺住民

② 派遣の申出期限

専門家派遣申出書（第4号様式、本条例施行規則第5条第3項）により、説明会開催予定日の**7日前**までに申出を行う（本条例第9条第7項）。

※1つの特定建築等行為について、複数者から派遣申出がある場合は、市は、それぞれの申出者と調整し、取りまとめ、専門家を派遣する。

(2) 専門家の派遣

① 派遣する専門家の通知

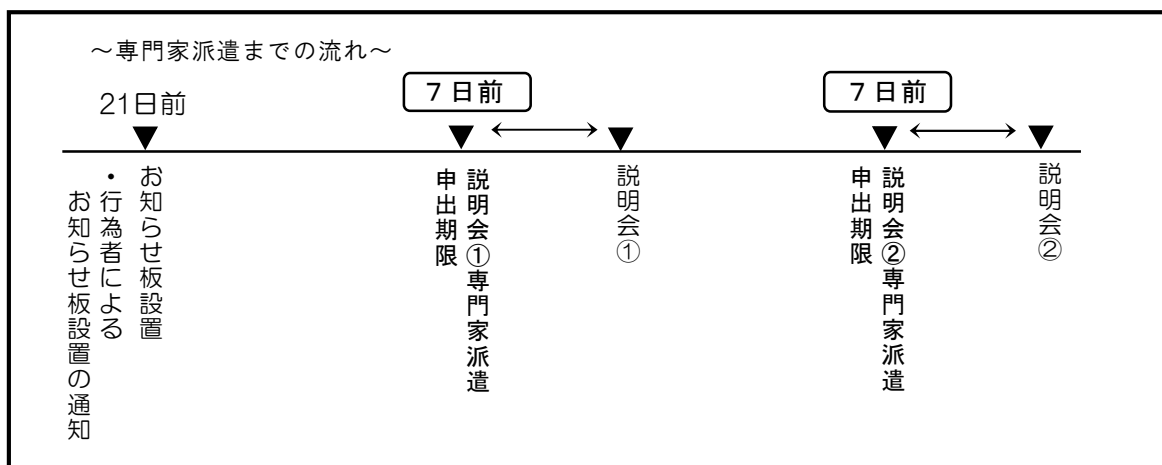
市長は、派遣の申出があった場合は、契約している専門家の中から派遣する者を選定し、その者の氏名を、専門家派遣通知書（第5号様式、本条例施行規則第5条第4項）により申出者・行為者に通知する。

② 派遣する専門家の人数（本条例施行規則第5条第1項）

1回の派遣について**2人まで**

③ 派遣回数（本条例施行規則第5条第2項）

1つの特定建築等行為について**2回まで**



別表第1（本条例施行規則第4条関係）

開発行為に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ 説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容（説明会対象特定建築等行為に限る。） ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介 開発者、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 開発行為予定地に関する事項 開発行為の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為の区域の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
4 開発行為の予定地の対象法令等	
（1）都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無
（2）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無
5 予定建築物の概要 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途、規模及び住戸数
6 開発行為予定地の土地利用の概要	
（1）公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画、下水道の処理方法及び排水経路、公園及び緑地の位置及び大きさ並びに消火栓及び防火水槽の種別、位置及び大きさ
（2）公益的施設及びその他の施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設並びにごみ集積所等の有無、位置及び大きさ
7 造成の概要 造成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土及びがけの高さ並びにがけ面及び法面の措置
8 電波障害 テレビジョン電波受信障害の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・電波受信障害予測図及び障害が発生した場合の具体的な対策（ケーブルテレビ等）
9 工事の施行に関する事項	
（1）工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
（2）工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・残土等の搬出先、車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
（3）安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵、雨水対策及び交通整理員の配置
（4）家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
（5）緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第2（本条例施行規則第4条関係）

中高層建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ 説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容（説明会対象特定建築等行為に限る。） ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介 建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 中高層建築物の予定地に関する事項	
（1）建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
（2）敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
（3）駐車施設、ごみ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車台数及び出入口の位置並びにごみ集積所の位置及び大きさ
4 中高層建築物の予定地の対象法令等	
（1）都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無
（2）建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制及び日影規制の意味及び時間
（3）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無
5 予定建築物の概要	
（1）用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）及び住戸数
（2）規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
（3）構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別
6 日影の影響	
（1）条例第3条第1項第2号アの建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・法日影図による適法性及び予定建築物による実日影の説明
（2）条例第3条第1項第2号イの建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物による実日影の説明
7 電波障害 テレビジョン電波受信障害の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・電波受信障害予測図及び障害が発生した場合の具体的な対策（ケーブルテレビ等）
8 工事の施行に関する事項	
（1）工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
（2）工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
（3）安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵及び交通整理員の配置
（4）家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
（5）緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第3（本条例施行規則第4条関係）

大規模建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ 説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介 建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 大規模建築物の予定地に関する事項	
（1）建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
（2）敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
（3）駐車施設及びごみ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車台数及び出入口の位置並びにごみ集積所の位置及び大きさ
4 大規模建築物の予定地の対象法令等	
（1）都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無
（2）建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制
（3）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無
5 予定建築物の概要	
（1）用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）及び住戸数
（2）規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
（3）構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別
6 工事の施行に関する事項	
（1）工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
（2）工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
（3）安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵及び交通整理員の配置
（4）家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
（5）緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第4（本条例施行規則第4条関係）

特定用途建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ 説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容 ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介 建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 特定用途建築物の予定地に関する事項	
（1）建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
（2）敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
4 特定用途建築物の予定地の対象法令等	
（1）都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無
（2）建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制
（3）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無
5 予定建築物の概要	
（1）用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）
（2）規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
（3）構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別
6 特定用途の営業に関する事項	
（1）営業	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日及び営業時間
（2）交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・発生交通量、駐車施設の位置及び誘導対策
（3）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他法令による許可等が必要な場合はその内容
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第5（本条例施行規則第4条関係）

特定用途建築物への用途変更に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ 説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容 ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介 建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 用途変更する特定用途建築物に関する事項	
(1) 建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
(2) 敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の位置及び隣接地との距離
4 用途変更する特定用途建築物の敷地の対象法令等	
(1) 都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無
(2) 建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定等の有無
5 用途変更する特定用途建築物の概要	
(1) 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途（複合用途の場合は各用途）
(2) 規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
6 特定用途の営業に関する事項	
(1) 営業	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日及び営業時間
(2) 交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ・発生交通量、駐車施設の位置及び誘導対策
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他法令による許可等が必要な場合はその内容
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第6（本条例施行規則第4条関係）

がけ地建築物の建築に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ 説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介 建築主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 がけ地建築物の予定地に関する事項	
（1）建築物の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
（2）敷地の規模等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の整備概要、予定建築物の位置及び隣接地との距離
4 がけ地建築物の予定地の対象法令等	
（1）都市計画法の地域地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無
（2）建築基準法の集団規定等	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の建築規制及び日影規制の意味及び時間
（3）その他	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無
5 予定建築物の概要	
（1）用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）
（2）規模及び階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積、延べ面積、高さ及び地上（地下）階数
（3）構造及び基礎の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造の種別及び基礎の種別
6 工事の施行に関する事項	
（1）工期、休日及び作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯
（2）工事車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間
（3）建築物の根切り及び山止め	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の根切工事等に対する山止め等の安全措置
（4）安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、仮設計画、防塵、雨水対策及び交通整理員の配置
（5）家屋調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の内容及び措置
（6）緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

別表第7（本条例施行規則第4条関係）

宅地造成に係る説明

住民への説明項目	説明すべき内容
1 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例のしくみ 説明、説明報告書、要望書等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の位置付け ・説明会の位置付け及び専門家派遣制度の内容（説明会対象特定建築等行為に限る。） ・要望書及び再要望書の提出方法及び公開 ・説明報告書、回答書等の提出についての周知方法、取扱い及び公開
2 関係者の紹介 造成主、設計者、工事監理者、工事施行者等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
3 宅地造成の予定地に関する事項 宅地造成の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の区域の地名地番及び付近の代表的な目標物からの具体的な位置
4 宅地造成の予定地の対象法令等 (1) 都市計画法の地域地区等 (2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域、地区計画、風致地区等の有無 ・急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、建築協定等の有無
5 予定建築物の概要（予定建築物がある場合） 用途等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定建築物の用途、規模及び住戸数
6 宅地造成予定地の土地利用の概要 公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路計画、下水道の処理方法及び排水経路
7 造成の概要 造成計画	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土及びびがけの高さ並びにがけ面及び法面の措置
8 工事の施行に関する事項 (1) 工期、休日及び作業時間 (2) 工事車両の運行 (3) 安全対策 (4) 家屋調査 (5) 緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間又は総工事日数、休日及び作業日の作業時間帯 ・残土等の搬出先、車両の通行経路、作業工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間 ・仮囲い、仮設計画、防塵、雨水対策及び交通整理員の配置 ・調査の内容及び措置 ・連絡先（昼間・夜間）及び責任者
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事協定書の締結 ・地位承継がある場合の説明事項の遵守

(説明報告書等)

第10条 行為者は、前条第1項、第2項及び第5項の規定により実施した近隣住民及び周辺住民への説明について、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「説明報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 説明の実施日
- (2) 説明を受けた近隣住民及び周辺住民の住所及び氏名
- (3) 説明を行った者の氏名
- (4) 説明の内容
- (5) 説明に対して出された意見
- (6) 出された意見に対する措置又は行為者の考え方
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 行為者は、前項の規定により説明報告書を市長に提出したときは、直ちに提出日をお知らせ板に記載し、次に掲げる者に説明報告書を提出した旨を周知しなければならない。

- (1) 近隣住民
- (2) 周辺住民（前条第2項の規定により説明を求めた者に限る。）

3 行為者は、前項の規定によりお知らせ板に記載し、近隣住民及び周辺住民に対し周知したときは、速やかに規則で定める函書を添えてその旨を市長に報告しなければならない。

4 行為者は、前条第5項の規定により説明会を2回以上開催したときは、第1項の規定により説明報告書を提出するとともに、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「説明会報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会の開催日
- (2) 説明会の開催場所
- (3) 説明会に参加した人数
- (4) 説明を行った者の氏名
- (5) 説明の内容
- (6) 説明に対して出された意見
- (7) 出された意見に対する措置又は行為者の考え方
- (8) 派遣された専門家の氏名

【趣 旨】

本条は、行為者が前条の規定により住民に行った説明について、市長へ報告書を提出しその旨をお知らせ板に記載すること、及びその旨を一定範囲の近隣・周辺住民に周知しなければならないことを定めている。

【解釈・運用】

1 本条は、行為者が行った近隣・周辺住民への説明について、市長へ説明報告書（第6号様式、本条例施行規則第6条第1項）を提出しなければならないことを定めている。その際、行為者は説明に使用した資料を添付しなければならない（本条例施行規則第6条第2項）。

説明報告書には、第1項第1号～第7号に掲げる事項が的確に記載されていることが必要であり、これは、承認の際の基準になっている（本条例第14条第1項）。

なお、提出された説明報告書は、行為者と説明を受けた住民との間に特定建築等行為に関する説明内容について認識の相違がないかを確認し、その後の行為者と近隣・周辺住民との間の真摯な説明と議論の展開を期待するため、本条例第12条の規定に基づき、市長は、近隣住民・周辺住民・行為者・行為施行者・特定建築等行為の設計者の閲覧に供する。

2 行為者は、市長に説明報告書を提出したときは、直ちに提出日をお知らせ板に記載し、報告書を提出した旨を近隣・周辺住民に周知することとなる。行為者は、お知らせ板記載周知報告書（第7号様式、本条例施行規則第6条第3項）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、この報告書には、お知らせ板に記載した事項を確認できる写真と周知に使用した資料を添付しなければならない（本条例施行規則第6条第4項）。

3 要望書の提出期限は、行為者が説明報告書の提出日をお知らせ板に記載した日から起算されることから、説明報告書の提出日は、住民にとって重要な意味を持つものである。しかし、お知らせ板が必ずしも住民の目につきやすい場所に設置されているとは限らず、住民が要望書提出の機会を失ってしまうことも想定される。このような住民にとっての不都合を解消するため、行為者は、説明報告書の提出後、直ちに説明報告書を提出した旨を一定範囲の近隣・周辺住民に周知しなければならない。

周知の対象、方法は以下のとおりである。

①周知の対象となる住民

(ア) 近隣住民

(イ) 周辺住民(本条例第9条第2項の規定により説明を求めた者に限る。)

②周知の方法

行為者が住民に通知する書面の内容については、説明報告書の提出日等を記載するものとし、対象となる各戸への訪問、郵便受けへの投込み、郵送等により周知する。

[説明報告書の提出を周知する際の文書（参考例）]

「説明報告書」の提出について

年 月 日

年 月 日、横須賀市に下記の特定建築等行為についての「説明報告書」を提出しましたので（年 月 日にその旨をお知らせ板に記載しました。）、特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例第10条第2項の規定に基づきお知らせします。

なお、本件特定建築等行為についての要望がある方は、「要望書」（行為者に対する特定建築等行為について要望を記載した書面）を横須賀市長を介して行為者に提出することができます。

要望書の提出期限 年 月 日

要望書の提出先 横須賀市小川町11番地 横須賀市都市部開発指導課

特定建築等行為の名称		
特定建築等行為の場所		
特定建築等行為の種類		
行為者	住 所	
	氏 名	
	電 話	

※ 説明報告書については、個人情報に属するものを除き市役所（都市部開発指導課）で閲覧又は写しの交付を受けることができます。なお、閲覧等に当たっては、身分を証するものが必要となります。

- 4 説明会対象特定建築等行為を行う行為者が2回以上の説明会を開催したときは、第1項に規定する説明報告書とともに、説明会報告書（第8号様式、本条例施行規則第7条第1項）を市長に提出しなければならない。

なお、この説明会報告書には、説明会で使用した資料を添付しなければならない（本条例施行規則第7条第2項）。

(特定建築等行為に対する要望等)

- 第11条** 近隣住民及び周辺住民は、前条第2項の規定によりお知らせ板に記載した日から14日以内に、行為者に対する特定建築等行為について要望を記載した書面（以下「要望書」という。）を市長に提出することができる。
- 2 市長は、前項の要望書の提出を受けたときは、当該要望書の写しを行為者に送付するものとする。この場合において、行為者は、速やかに当該要望書に記載された要望に対する回答を記載した書面（以下「回答書」という。）を市長に提出し、及びお知らせ板に回答書を提出した旨を記載しなければならない。
- 3 前項の規定によりお知らせ板に回答書を提出した旨を記載した行為者のうち、説明会対象特定建築等行為を行おうとする者は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 4 特定建築等行為のうち説明会対象特定建築等行為であるものについては、近隣住民及び周辺住民は、お知らせ板に記載された第2項に規定する回答書の提出日をお知らせ板に記載した日から14日以内に、当該回答書に記載された回答に対する要望を記載した書面（以下「再要望書」という。）を市長に提出することができる。
- 5 市長は、前項の再要望書の提出を受けたときは、当該再要望書の写しを行為者に送付するものとする。この場合において、行為者は、速やかに当該再要望書に記載された要望に対する回答を記載した書面（以下「再回答書」という。）を市長に提出し、及びお知らせ板に再回答書を提出した日を記載しなければならない。
- 6 市長は、前5項に規定するもののほか、特に必要と認める場合は近隣住民、周辺住民及び行為者に対して、要望又は回答を求めることができる。
- 7 市長は、回答書又は再回答書を提出しようとする行為者に対し、要望書又は再要望書の内容に真摯に回答するよう指導するものとする。

【趣 旨】

本条は、住民が行為者の行う特定建築等行為に対して要望を出し、行為者がそれに回答するという要望書・回答書等の手続について定めている。

行為者の行う特定建築等行為により少なからず影響を受ける住民と行為者双方の議論の成熟を促し、自主的な調整を図るための手続であることから、住民、行為者双方には真摯な姿勢が求められる。加えて、要望書はあくまで当該特定建築等行為に対する要望を記すものであり、行為者への誹謗中傷や市政に関する事項は本条例の趣旨に沿うものではない。また回答書は要望書の内容を的確に理解し、当該特定建築等行為と周辺の住環境の調和を図るべく真摯に回答を記すこと、具体的には、明確な回答をすることが求められる。

【解釈・運用】

- 1** 近隣・周辺住民は、行為者が説明報告書を市長に提出した旨をお知らせ板に記載した日から14日（2週間）以内に、行為者に対する特定建築等行為についての要望を記載した要望書（第9号様式、本条例施行規則第8条第1項）を提出できる。

要望書・回答書等の手続は、住民と行為者との議論が成熟していく過程であることから、趣旨を踏まえたものであれば要望書の記載内容についての制限はない。

なお、説明報告書の内容の真偽を確認する場合にも、要望書・回答書等の手続による。

要望書の提出先は、都市部開発指導課とし、提出方法は、持込み又は郵送等によることとする。

- 2** 市長は、第1項により提出された要望書の写しを要望書等送付書（第11号様式、本条例施行規則第8条第2項）とともに行為者に送付する。これを受けた行為者は、要望書に対する回答書（第10号様式、本条例施行規則第8条第1項）を速やかに市長に提出し、さらに、回答書を市長に提出した日をお知らせ板に記載しなければならない。なお、速やかには、回答が整った際には遅滞なく回答書を提出することを求めるものであり、検討に要する時間を短縮するよう促しているものではない。

行為者は、回答書を提出するにあたり、住民から提出された要望書に対し明確に回答しなければならない。これは、要望書の内容そのものを受け入れることを意味するものではないが、内容に添えない場合でも、回答書に相当の理由を明記することが求められている。回答書は行為者が市長に提出するものであるが、住民の理解及び合意の調達を得るよう努めるにあたっては、要望者に対しても個別に提出するなど必要な調整を図ることが肝要である。

なお、回答書の内容は、本条例の承認基準の一つとなっている（本条例第14条第1項）。

3 第2項の規定によりお知らせ板に回答書を提出した旨を記載した行為者のうち、説明会対象特定建築等行為にあっては、速やかにその旨をお知らせ板記載周知報告書（第7号様式、本条例施行規則第6条第3項）により市長に報告しなければならない。この場合、周知は必要としない。

これは、説明会対象特定建築等行為については、周辺への影響がより大きくなることが考えられ、相隣関係の事前調整を十分に図るため、行為者が回答書を提出した日をお知らせ板に記載した日から14日間（2週間）以内に、近隣・周辺住民が行為者に対し、回答書の内容に対する再要望書（第9号様式、本条例施行規則第8条第1項）を提出することができるからである。

再要望書は、要望書で表明したものと異なる要望を行うものではなく、行為者が回答書により回答した内容に対して意見を表明するものです。

4 市長は、第4項により提出された再要望書の写しを要望書等送付書（第11号様式、本条例施行規則第8条第2項）とともに行為者に送付する。これを受けた行為者は、再要望書に対する再回答書（第10号様式、本条例施行規則第8条第1項）を速やかに市長に提出し、さらに、再回答書を市長に提出した日をお知らせ板に記載しなければならない。これらの行為により、行為者と近隣・周辺住民との間の理解を深め、良好な環境を作ることを期待する。

なお、再回答書の提出の際、行為者には、回答書と同様分かりやすく明確な回答が求められる。

5 市長は、第1項から第5項までに規定するもののほか、特に必要と認める場合には、近隣・周辺住民からの要望書とそれに対する行為者からの回答を再度求めることができる。

6 要望書・回答書、再要望書・再回答書という過程は、住民と行為者双方の議論の成熟を促し、自主的な調整を期待するという条例の趣旨を充実させるものである。

回答書・再回答書の提出先が市長であることから、市長は、この手続の形骸化を防止するため、行為者の回答書・再回答書の提出に際して、要望書・再要望書の内容に明確に回答するよう指導するものとする。

(説明報告書等の閲覧等)

- 第12条** 近隣住民、周辺住民、行為者、行為施行者及び特定建築等行為の設計者（以下本条において「近隣住民等」という。）は、当該近隣住民等が関わる特定建築等行為の説明報告書（第10条第1項第2号に規定するものを除く。）、説明会報告書、要望書、回答書、再要望書、再回答書、前条第6項に規定する要望又は回答を記載した書面及び第16条第3項に規定する追加説明報告書（第10条第1項第2号に規定するものを除く。）（以下「説明報告書等」という。）の閲覧並びに説明報告書等の写しの交付を市長に求めることができる。
- 2 近隣住民等は、前項の規定により説明報告書等の閲覧又は説明報告書等の写しの交付を求めようとするときは、身分を証するものを提示するとともに、市長に閲覧等申出書を提出しなければならない。
 - 3 近隣住民等が説明報告書等の写しの交付を受ける場合における当該説明報告書等の写しの作成に要する費用は、当該近隣住民等の負担とする。

【趣 旨】

本条は、本条例第10条に規定する説明報告書、説明会報告書、本条例第11条に規定する要望書、回答書、再要望書、再回答書及び第6項の要望及び回答を記載した書面並びに第16条第3項に規定する追加説明報告書を近隣住民、周辺住民、行為者、行為施行者及び特定建築等行為の設計者が閲覧、並びに写しの交付を市長に求めることができることを規定している。これは、説明会等において真摯な説明と議論の展開を促し、また、特定建築等行為の関係者が目にすることによって、互譲の精神に基づくそれぞれの理解を期待するためである。

従前は、説明報告書等を一般の閲覧に供するとしていたが、説明報告書等の中には住民固有の生活実態等、私生活に密着した個人情報が含まれていることから、閲覧、並びに写しの交付を求めることができる者を、近隣住民、周辺住民、行為者、行為施行者及び特定建築等行為の設計者に制限した。

【解釈・運用】

- 1 本条は、近隣住民、周辺住民、行為者、行為施行者及び特定建築等行為の設計者が、特定建築等行為の説明報告書、説明会報告書、要望書、回答書、再要望書、再回答書等の文書の閲覧及び写しの交付を市長に求めることができることを定めている。

閲覧等を求めることができる文書には、説明を受けた者の住所及び氏名の個人情報が記載されているが、横須賀市個人情報保護条例第9条により収集した個人情報を取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に当該個人情報を提供してはならないことから当該個人情報（第10条第1項第2号）を閲覧等の対象から除くこととする。更に、思想、信条及び宗教等に関する情報など横須賀市個人情報保護条例第6条に規定される個人情報や、特定の個人の誹謗、中傷等公序良俗に反する報告等閲覧に供するにふさわしくない情報が記載されている場合、市長は、当該文書を提出した者に対し内容の訂正を求め、訂正後に閲覧等を実施するものとする。

なお、本条例で定めた者以外の者の閲覧等については、横須賀市情報公開条例に基づく手続により実施することとなる。

- 2 閲覧等を行おうとする者は、閲覧等申出書（第12号様式、本条例施行規則第9条第4項）に必要事項を記載し提出しなければならない。その際、公開の対象者を限定したことから、住所が記載された身分を証する証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）の提示等が必要となる。
- 3 写しの交付を求める者は、実費のコピー代を負担するものとする。